

(半田市)

# 事業系ごみ

## 分け方・出し方マニュアル

令和4年

保存版

4月発行

事業所から出たごみ(事業系ごみ)は、  
たとえ少量であってもごみステーションに  
出すことはできません!

ごみステーションに事業系ごみを出す行為は『不法投棄』であり、5年以下の懲役若しくは1千万円以下(法人は3億円以下)の罰金又はこの両方が科せられますので、適正に処理してください。



### もくじ

事業系ごみとは? .....	1
ごみステーションに事業系ごみは出せません ...	2
事業系ごみの処理方法 .....	3
産業廃棄物の種類 .....	4
これって事業系一般廃棄物?産業廃棄物?.....	5
半田市の許可業者一覧 .....	7
事業系ごみのよくある質問 .....	8
ごみ減量と資源化の推進に取り組みましょう....	9
ごみ減量を実践するために .....	10
ごみ減量のヒント .....	11
事業系ごみの分類早見表 .....	13
知多南部広域環境センターの場所、問い合わせ先 .....	19

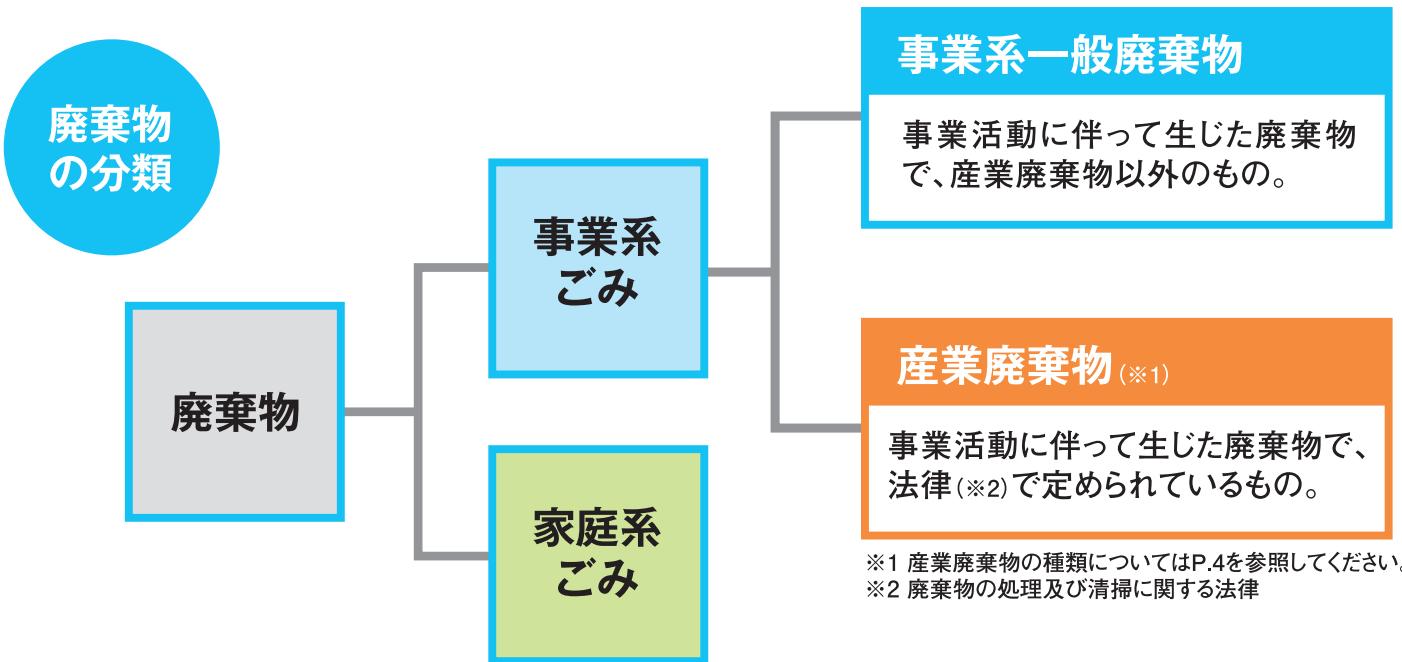


# 事業系ごみとは？

事業所や店舗などから出る事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)のことを「事業系ごみ」と言います。

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分けられますが、どちらの種類であっても、事業活動に伴って生じた廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが法律で義務付けられており、たとえ少量であってもごみステーションに出すことはできません。

(注)事業活動とは、事業所・店舗・工場などの営利を目的としたものだけでなく、病院・学校・官公署などの公共サービス等や非営利の各種団体(NPO)なども含まれます。また、個人事業主や農業のごみも対象になります。



## 事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、次のとおり事業者の責務が明確に示されています。

1

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

3

事業者は、廃棄物の減量、適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。



# ごみステーションに 事業系ごみは出せません!

事業系ごみをごみステーションに出す行為は、量の多少に関係なく重大な犯罪行為である『不法投棄』に該当します。また、市が設置する公共資源回収ステーションに事業所から出た資源物を持ち込むこともできません。



事業系ごみは  
適正に処理を  
してください

最近、ごみステーションに事業系ごみと思われるごみが排出される事案が多数発生しています。

ごみステーションは家庭ごみ専用ですので、

**事業系ごみは、  
絶対にごみステーションに  
出さないでください!**

〈不法投棄の例〉



大量の発泡スチロール



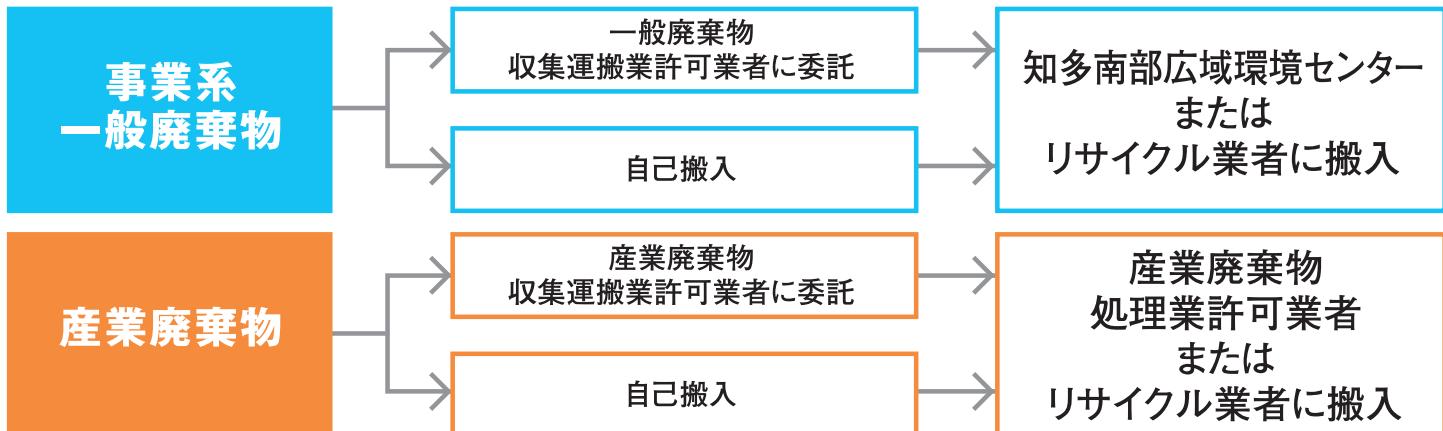
建築廃材

**不法投棄は警察と連携し、厳正に対処します!**



# 事業系ごみの処理方法

事業所から出る廃棄物は以下のいずれかの方法で処理してください。



## 廃棄物処理委託契約のながれ

ごみの種類と量の把握

事業者と収集運搬業者、処理業者の3者で契約することは違法です。必ず、事業者と収集運搬業者、事業者と処理業者の2者の間で契約しましょう。ただし、収集運搬業者と処理業者が同じ業者の場合は、同一の契約で問題ありません。

### 事業系一般廃棄物の場合

一般廃棄物収集運搬業許可業者を選ぶ

半田市の許可業者一覧はP.7を参照してください。

収集運搬、処分の各業者と収集の頻度、方法、料金などについて相談

一般廃棄物収集運搬業許可業者と委託契約を締結

書面等による契約を交わしてください。

### 産業廃棄物の場合

産業廃棄物収集運搬業許可業者を選ぶ

産業廃棄物処理業許可業者を選ぶ

収集運搬、処分の各業者と収集の頻度、方法、量、料金などについて相談

産業廃棄物収集運搬業許可業者と委託契約を締結

産業廃棄物処理業許可業者と委託契約を締結

必ず書面による契約を交わし、契約書には収集運搬業許可証(処理業許可証)の写しを添付してもらってください。

**違法業者を利用してはいけません!**

廃棄物の運搬・処理をするには、許可が必要です。(事業系一般廃棄物は市の許可、産業廃棄物は県の許可が必要)これらの許可を受けていない違法業者に収集運搬及び処分を委託することも違法となり、委託をした事業者も法律により罰せられます。必ず許可を受けている業者を利用しましょう。



# 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次の20種類と、「輸入された廃棄物」です。

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他の焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、キラなど
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸、廃ホルマリンなどすべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)などすべての合成高分子系化合物、石綿を含むPタイル
	7 ゴムくず	天然ゴムくずなど
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、切削くず、ダイカ粉、溶接かすなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)、耐火レンガくず(工作物でないもの)、陶磁器くず(石綿を含む石膏ボード等)など
	10 鉱さい	鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉などの溶解炉のかす、キューポラのノロ、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトの破片、石綿を含むコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	12 ダスト類(ばいじん)	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設、又は汚泥などの産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。)、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず、並びにPCBが塗布され又は染み込んだもの(注)
	14 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。)、木材又は木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品貯蔵業から生ずる木くず、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)(注)に係る木くず並びにPCBが染み込んだもの(注)
	15 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず並びにPCBが染み込んだもの(注)
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどのふん尿
	19 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどの死体
	20 13号廃棄物	1から19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの(有害汚泥のコンクリート固形化物など)

(注)貨物の流通のために使用したパレットとPCBが塗布され又は染み込んだものについては、業種の限定はありません。



# これって… 事業系一般廃棄物？産業廃棄物？

紙くず



Q1 その紙くずには、PCB(ポリ塩化ビフェニル)が塗布されたり、染み込んでいますか？

YES

産業廃棄物

NO

Q2 その紙くずは、次のいずれかに当てはまりますか？

- ・建設業で、工作物の新築、改築又は除去により生じたもの
- ・パルプ、紙、紙加工品の製造業により生じたもの
- ・新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業により生じたもの
- ・印刷出版を行う出版業により生じたもの
- ・製本業、印刷物加工業により生じたもの

YES

産業廃棄物

NO

事業系一般廃棄物

木くず



Q1 その木くずには、PCB(ポリ塩化ビフェニル)が塗布されたり、染み込んでいますか？

YES

産業廃棄物

NO

Q2 その木くずは、貨物の流通のために使用したパレットやパレットへの貨物の積付けに使用した梱包用の木材ですか？

YES

産業廃棄物

NO

Q3 その木くずは、次のいずれかに当てはまりますか？

- ・建設業で、工作物の新築、改築又は除去によって生じたもの
- ・木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)により生じたもの
- ・パルプ製造業により生じたもの
- ・輸入木材の卸売業により生じたもの
- ・物品賃貸業により生じたもの

YES

産業廃棄物

NO

事業系一般廃棄物

場合によって、事業系一般廃棄物にも産業廃棄物にもなり得るものがありますので、次の仕分け方を参考にしてみてください。



**Q1** その繊維くずには、PCB(ポリ塩化ビフェニル)が染み込んでいますか？

YES →

産業廃棄物

NO

**Q2** その繊維くずは、次のいずれかに当てはまりますか？

- ・建設業で、工作物の新築、改築又は除去によって生じたもの
- ・繊維工業(衣類その他の繊維製品製造業を除く)によって生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維

YES →

産業廃棄物

NO

事業系一般廃棄物



**Q1** あなたの事務所は、次の業種のうちのどれですか？

- ・食料品製造業
- ・医薬品製造業
- ・香料製造業

YES →

産業廃棄物

NO

事業系一般廃棄物



**Q1** それは、と畜場又は食鳥処分場で処理したものですか？

YES →

産業廃棄物

NO

事業系一般廃棄物



**Q1** それは、畜産農業から排出されたふん尿や死体ですか？

YES →

産業廃棄物

NO

事業系一般廃棄物

## 半田市の一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

業者名	住所	電話番号
トーエイ(株)半田支店	半田市港町三丁目90番地	0569-56-3880
衣浦環境(株)	半田市住吉町1-23	0569-23-0132
(有)皆貴	半田市住吉町2-142-5	0569-24-6646
(有)早川衛生社	半田市瑞穂町9-3-8	0569-21-3167
(有)心玉産業	半田市栄町1-6	0569-26-1181
中部環境サービス(株)半田営業所	半田市新川町16-1	0569-21-6464
(有)カネニコンポスト	半田市港町3-148-1	0569-32-2267
(株)榎原環境	半田市宮本町6-202-1	0569-21-4885
(株)あおき環境開発	半田市平井町6-33	0569-27-5436
(有)東海維持管理興業	半田市瑞穂町5-5-21	0569-32-3318
(株)メイホーエコロジー	半田市川田町208-4	0569-23-3003
(株)タツノ開発	半田市岩滑西町2-53-1	0569-23-0229
東海衛生(有)	半田市星崎町3-48-2	0569-21-3591
(有)あおき造園土木	半田市平井町6-33	0569-27-5436
(有)サカキ園芸場	半田市瑞穂町8-6-8	0569-21-2646
(株)テクア	常滑市白山町1-200	0569-35-3817
(有)渡邊運輸	常滑市千代ヶ丘2-52	0569-34-5825
(株)エイゼン	知多郡武豊町字向陽3-1	0569-72-3764
日東資源	知多郡武豊町字北中根1-33-1	0569-72-0348
トーエイ(株)	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28-1	0562-83-3880
(株)アグメント	知多郡阿久比町大字草木字末広22	0569-48-3594
(株)アシタ	碧南市大浜上町1-60	0566-42-5577
(有)エンザイム	知多市にしの台4-24-1	0562-55-0200
(株)三四四	知多市にしの台4-19-13	0562-55-9050
オオブユニティ(株)	大府市北崎町駒場88	0562-47-0535
ヒラテ産業(有)	刈谷市大正町6-203	0566-21-1456
ディリー(株)	安城市二本木町東切替63	0566-74-1210
(株)西山商店	名古屋市南区豊田2-18-3	052-692-2393
福田三商(株)	名古屋市南区千竈通2-14-1	052-825-2111
永一産商(株)	名古屋市港区春田野1-2001	052-303-2282
(株)ユニオンサービス	名古屋市緑区大高町字追風23-1	052-623-5342
(株)豊福組運輸	名古屋市中川区十一番町6-10	052-659-0011
加山興業(株)	名古屋市熱田区南一番町15-5	0533-89-0375
東海清掃(株)	愛知郡東郷町清水4-11-3	0561-39-3321
(株)ユーティリティ	長久手市下川原16-1	0561-62-3100
坪井金属(有)	小牧市大字東田中字東嶋2057-1	0568-73-9141
ホーメックス(株)	豊田市松ヶ枝町3-30	0565-33-2468
(株)美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195-1	0584-66-3657

## 半田市の一般廃棄物処分業許可業者一覧

業者名	住所	電話番号
(有)カネニコンポスト	半田市港町3-148-1	0569-32-2267
(株)榎原環境	半田市宮本町6-202-1	0569-21-4885
(株)ビオクラシックス半田	半田市吉田町一丁目60番地	0569-27-8106
(株)あおき環境開発	知多郡武豊町字多賀5-39	0569-27-5436
(株)エイゼン	知多郡武豊町字向陽3-1	0569-72-3764
トーエイ(株)	東浦町大字藤江字ヤンチャ28-1	0562-83-3880
フルハシEPO(株)	名古屋市中区金山一丁目14番18号	052-324-9088



# 事業系ごみのよくある質問

**Q1**

お店や事業所から出たごみといつても、従業員の昼食時に出たお弁当容器など家庭系ごみと変わらないものですが、ごみステーションに出したり、知多南部広域環境センターに持ち込んではいけないのですか？

**A1**

ごみステーションは家庭系ごみを集積する場所ですので、事業系ごみはどのようなものであっても出すことはできません。また、お弁当容器は廃プラスチック類に分類され、産業廃棄物に該当しますので、知多南部広域環境センターに持ち込むことはできません。

(産業廃棄物の処理方法はP.3を参照してください。)



**Q3**

事業所から出た紙類を古紙問屋に持ち込んだ場合と、知多南部広域環境センターに持ち込んだ場合では、何か違いがあるのですか。

**A3**

古紙問屋に持ち込めば買い取りをしてもらえますが、知多南部広域環境センターでは処理手数料が徴収されます。ただし、古紙の買い取り価格は市況により変動しますので、詳しくは古紙問屋へご確認ください。(古紙問屋はP.12を参照してください。)



**Q2**

お店と住宅が一体になっています。地元の町内会にも加入しているので、普段使っているごみステーションにごみや資源を出していいですか？

**A2**

住宅から出たごみは家庭系ごみ、お店から出たごみは事業系ごみとなります。お店と住宅が一体の場合は、家庭から出たごみと資源はごみステーションに出すことができますが、お店から出たごみや資源はごみステーションに出すことはできません。



**Q4**

集合住宅の賃貸業を営んでいますが、敷地内のごみステーションにごみを不法投棄されました。どうしたら良いですか。

**A4**

敷地内のごみステーションは、土地の所有者の管理責任となりますので、事業系ごみとして処理してください。また、不法投棄を未然に防ぐため、柵の設置や草刈りをして、その場所を清潔に保つよう努めましょう。





# ごみ減量と資源化の推進に取り組みましょう

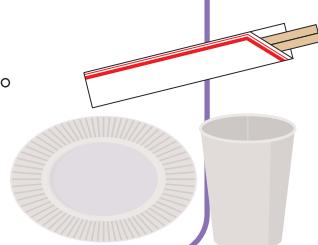
近年、世界的な環境問題への意識の高まりを背景に、事業所においても環境への配慮が重要になっています。

事業系ごみの発生を抑制し、資源化を促進することで、営業コストの削減を図ることができるだけでなく、企業のイメージアップにもつながります。

## 3R (スリーアール)を実践しましょう

### ① REDUCE (リデュース:発生抑制)

- ・使い捨てのコップや割りばしを繰り返し使えるものに変える。
- ・食品ロス削減に取り組む。
- ・商品のパッケージを簡素化する。
- ・ペーパーレス化に取り組む。



### ② REUSE (リユース:再利用)

- ・コピー用紙の裏紙を利用する。
- ・段ボールを再利用する。
- ・ファイルやボールペンなどの事務用品は繰り返し使う。
- ・修理できるものは修理して使う。
- ・捨てずに中古品として売却する。



### ③ RECYCLE (リサイクル:再資源化)

- ・OA用紙などの紙類は古紙業者に持ち込む。
- ・資源になるものは分別して再生業者に持ち込む。  
(資源になるものの例)  
びん、缶、ペットボトル、金属類、残飯、調理くず、草・剪定枝



## グリーン購入をしてみませんか？

グリーン購入とは、製品を購入する際に、環境に配慮したものを見つけることです。グリーン購入を奨励するためにグリーン購入法という法律も制定されおり、この法律に適合する商品を選択することで、環境保全に貢献できます。企業のイメージアップにもつながりますので、是非実践してみてください。





# ごみ減量を実践するために

## 1 準備する

- ごみを減量するための「方針」を決定して表明する。
- 廃棄物の「管理責任者」を選任するなど体制を整える。



## 2 現状把握

- 「ごみの量と種類」を把握する。
- 「ごみの発生源」を把握する。どこで、だれが、どんな理由で発生しているのかを調べることはごみ減量のカギとなります。
- どの業者を経由して最終的にどう処分されているのか、「ごみや資源の行き先」を把握する。

## 3 計画を立てる

- 現状把握に基づいて、ごみの減量計画を立てる。
- 改善のポイントは、①排出量の多いごみの順に取り組む、②減量化やりサイクルが容易なものから取り組む、③法令を守っているのか確認するなどがあります。
- 年間の減量目標（減量率）を決める。
- 具体的なシステムを立案する。①分別品目を決定する、②排出方法と保管場所を決定する、③資源回収と収集業者の選定、④再生品の利用などがあります。

## 4 実行する

- 社員全員が参加する。
- 継続的な啓発活動を行う。
- 徹底した分別がリサイクルの出発点です。



## 5 見直す

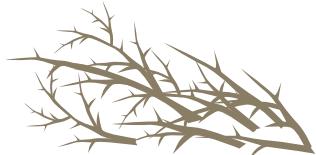
- 1年ごとに計画を見直しましょう。



# ごみ減量のヒント

## 1 剪草・剪定枝

- 剪定枝などは、チップ化や堆肥化をすることで有効活用できます。



## 3 布類

- 工場などでは、古布をウエスとして再利用していることがあります。
- 古タオルや古着などは、縫い合わせて雑巾として活用できます。



## 2 紙類

- ダンボール、新聞紙、雑紙類、紙パックなどを分別することで、古紙として再生紙業者などに買い取ってもらえる場合があります。
- ミスプリントした紙は、裏側をメモ用紙などとして再利用できます。



## 5 ペットボトル

- 飲料や調味料のペットボトルは、きれいに洗ってあり、一定量以上あれば資源化業者が買い取ってくれたり、回収に来てくれる場合があります。
- 事業所に設置された自動販売機であれば、飲料収納時などに、業者に引き取ってもらう方法もあります。



## 4 廃食用油

- 廃食用油は、一定以上の量があれば、資源化業者が買い取ってくれたり、回収に来てくれる場合もあります。



## 6 缶類

- 飲食料の空き缶などは、キレイに洗ってあり一定以上の量があれば資源化業者が買い取ってくれたり、回収に来てくれる場合もあります。
- アルミ製とスチール製など、金属の種類ごとに分別するほど、高く買い取ってもらえる可能性があります。
- 事業所に設置された自動販売機であれば、飲料収納時などに、業者に引き取ってもらう方法もあります。



## 7 びん類

- 飲食料の空きびんなどは、キレイに洗ってあり一定以上の量があれば資源化業者が買い取ってくれたり、回収に来てくれる場合もあります。
- 再生可能なびんやびんの色ごとにしっかりと分別するほど、高く買い取ってもらえる可能性があります。
- 事業所に設置された自動販売機であれば、飲料収納時に、業者に引き取ってもらう方法もあります。



## 8 プラスチック類

- コップやスプーンなどの食器類など、使い捨ての製品をなるべく使わないようになります。無駄なごみを排出せずに済みます。



## 9 生ごみ

- 社員が昼食などで食べ残してしまった食品類は、生ごみ処理機を活用することで水分を飛ばし、ごみを減量することができます。(臭いも抑えられます!)



## 参考:半田市内のリサイクル業者一覧

業者名	所在地	電話番号	取扱品目					
			プラ	紙	木	金属	ガラス	動植物性残さ
(株)あおき環境開発	葭谷町2-78-2	27-5436			○			
(株)アグメント	住吉町1-57	48-3594	○					
朝日金属(株)半田工場	新居町7-123	29-1185				○		
(株)エイゼン	鵜ノ池町104-8	72-3764		○	○			○
(有)カネニコンポスト	港町3-148-1	32-2267			○			
(株)榎原環境	葭谷町1-55-1	21-4885			○			
(株)テクア 半田事業所	潮干町1-26	29-1110		○	○			
豊田ケミカルエンジニアリング(株)※	日東町1-30	24-9925	○	○	○	○	○	
豊田メタル(株)	日東町1-6	22-0211	○			○	○	
福田三商(株)半田営業所	瑞穂町7-12-2	21-1233		○				
フルハシEPO(株)愛知第七工場(半田)	日東町4-53	58-9088			○			
宮崎(株)半田営業所	州の崎町2-181	28-4771		○				
(株)森島商店	浜田町3-12-1	21-2212				○		
(株)ビオクラシックス半田	松堀町60-1	27-8106						○

・市に寄せられた情報を元に作成しています。全ての事業所を網羅しているわけではありません。※産業廃棄物のみ受入可能。  
・搬入の際は、各リサイクル業者へ事前にお問い合わせください。

# 事業系ごみの分類早見表(50音順)

区分	品目	分類	産廃品目	備考
あ	アクリル板	産廃	廃プラ	
	あぜシート		廃プラ	
	アダプター		廃プラ	
			金属くず	
	網戸	産廃	廃プラ	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
			金属くず	
	アルミサッシ	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
			ガラスくず	
い	アルミホイール	産廃	金属くず	
い	一斗缶	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	椅子(事務用)	産廃	廃プラ	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
			金属くず	
	衣類乾燥機(業務用)	産廃	金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくりサイクル処理が必要
う	ウレタンマット		廃プラ	
え	エアコン(業務用)	産廃	廃プラ	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくりサイクル処理が必要
			金属くず	
	液晶テレビ(業務用)	産廃	廃プラ	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくりサイクル処理が必要
			金属くず	
	枝(街路樹・庭木)	一廃	可燃	リサイクルのため、木くず処分業者で処理することもご検討ください。
お	エンジンオイル	産廃	廃油	
	延長コード	産廃	廃プラ	
			金属くず	
か	塩化ビニール管	産廃	廃プラ	
	オイル	産廃	廃油	
	オイル缶	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
か	カーテンレール	産廃	金属くず	
			廃プラ	
	介護ベッド	産廃	金属くず	取扱店または金属業者へご相談ください
			廃プラ	
か	加湿器	産廃	廃プラ	
			金属くず	
	ガスコンロ(業務用)	産廃	金属くず	
			ガラスくず	
か	ガスレンジ(業務)	産廃	金属くず	
			ガラスくず	
か	ガソリン	産廃	廃油	※特別管理産業廃棄物
	壁紙	産廃	廃プラ	
			紙くず	
か	瓦	産廃	陶磁器くず	

区分	品目	分類	産廃品目	備考
か	缶(アルミ・スチール)	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	乾電池 (アルカリ・マンガン)		金属くず 汚泥	
き	脚立	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	漁網		廃プラ	
く	金庫	産廃	金属くず	
	空気清浄機	産廃	廃プラ 金属くず	
く	鎖(チェーン)	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	車椅子		廃プラ 金属くず ゴムくず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
け	蛍光管	産廃	ガラスくず 金属くず 廃プラ	水銀は特別管理産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。
	結束バンド		廃プラ	
こ	工具類	産廃	廃プラ 金属くず	
	コードリール	産廃	廃プラ 金属くず	
こ	小型家電製品	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
	古紙類	一廃	可燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
さ	コピー機(業務用)	産廃	廃プラ 金属くず	
	コンクリートブロック	産廃	コンクリートくず	
さ	雑紙	一廃	可燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
	雑誌	一廃	可燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
し	自転車	産廃	廃プラ 金属くず	
	充電器	産廃	廃プラ 金属くず	
し	消火器	産廃	廃プラ 金属くず	(株) 消火器リサイクル推進センターへお問い合わせください。
	食用油		廃油	
し	食器洗い乾燥機	産廃	廃プラ 金属くず	
	書類	一廃	可燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
	新聞紙		可燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。

# 事業系ごみの分類早見表(50音順)

区分	品目	分類	産廃品目	備考
す	水銀使用製品 (蛍光管・ボタン電池等)	産廃	ガラスくず	水銀は特別管理産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。
			金属くず	
			廃プラ	
せ	ストーブ	産廃	廃プラ	
			金属くず	
			金属くず	
そ	ストックハウス	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	スプリング入りマットレス	産廃	金属くず	
	スプレー缶	産廃	金属くず	
た	石膏ボード	産廃	ガラスくず	
			陶磁器くず	
			繊維くず	
ち	繊維くず	産廃	繊維くず	
			可燃	
	剪定くず	一廃	可燃	リサイクルのため、木くず処分業者で処理することもご検討ください。
つ	洗濯機(業務用)	産廃	金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要
			廃プラ	
			金属くず	
て	掃除機	産廃	金属くず	
			廃プラ	
			金属くず	
ち	ソファー	産廃	廃プラ	
			金属くず	
			金属くず	
つ	ソファーベッド	産廃	廃プラ	
			金属くず	
			金属くず	
た	体温計(水銀)	産廃	ガラスくず	水銀は特別管理産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。
			廃プラ	
			金属くず	
ち	台車	産廃	廃プラ	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
			金属くず	
			廃プラ	
て	タイヤ	産廃	廃プラ	
	タイヤのホイール	産廃	金属くず	
	畳(天然・合成・スタイル)	一廃	可燃	建設業以外から排出するものは、事業系一般廃棄物として受け入れ可能。事前に6等分にしたうえで搬入。
つ	棚(金属製)	産廃	纖維くず	
			金属くず	
			金属くず	
て	タンク(散水・消毒用)	産廃	廃プラ	
			廃プラ	
			廃プラ	
ち	断熱材	産廃	ガラスくず	
			廃プラ	
			廃プラ	
ち	ダンボール	一廃	可燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
			可燃	
			可燃	
つ	厨芥類(生ごみなど)	一廃	可燃	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	チェーン	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	机(スチール製)	産廃	廃プラ	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
て	鉄筋	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	鉄パイプ	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。

一廃:事業系一般廃棄物 産廃:産業廃棄物

区分	品目	分類	産廃品目	備考
て	鉄板	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	テレビ(業務用)	産廃	廃プラ	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要。
			金属くず	
	電気温水器	産廃	金属くず	
	電気コード	産廃	廃プラ	
			金属くず	
	電気ストーブ	産廃	廃プラ	
			金属くず	
	電線	産廃	廃プラ	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
			金属くず	
と	電線ドラム	産廃	木くず	
	電動工具	産廃	廃プラ	
			金属くず	
	電池 (ボタン電池・水銀電池・空気亜鉛電池)	産廃	金属くず	
			汚泥	
	電話機	産廃	廃プラ	
			金属くず	
			ガラスくず	
	動物の死体 (畜産農業)	一廃 産廃	動物の死体	畜産農業・畜産類事業(業種指定)以外からの排出は、事業系一般廃棄物
	動物のふん尿 (畜産農業)	一廃 産廃	動物のふん尿	畜産農業・畜産類事業(業種指定)以外からの排出は、事業系一般廃棄物
な	トタン	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	トナー	産廃	廃プラ	
	ドラム缶	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	塗料(固形)	産廃	廃プラ	
	塗料(水性・液状)	産廃	廃酸	
			廃アルカリ	
			廃プラ	
	塗料(油性・液状)	産廃	廃油	
			廃プラ	
ね	トロ箱(発泡スチロール)	産廃	廃プラ	木製のものは事業系一般廃棄物として受入可能
	苗箱	産廃	廃プラ	
	流し台	産廃	廃プラ	
			金属くず	
	ナット	産廃	金属くず	
	生ごみ(厨芥類)	一廃	可燃	
	なみ板(プラ)	産廃	廃プラ	
ね	南京錠	産廃	金属くず	
	ネット(野菜・果物)栽培用	産廃	廃プラ	

# 事業系ごみの分類早見表(50音順)

区分	品目	分類	産廃品目	備考
は	灰	産廃	燃え殻	
	パソコン		廃プラ	
			金属くず	
	バッテリー	産廃	廃酸	
			廃プラ	
			金属くず	
	発泡スチロール	産廃	廃プラ	
	パレット(木製)	産廃	木くず	
	パレット(プラスチック製)	産廃	廃プラ	
ひ	パンフレット	一廃	可燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
	PCB廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物)	産廃	PCB	PCBは特別管理産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。
	ビニールクロス	産廃	廃プラ	
	ビニールシート	産廃	廃プラ	
	びん	産廃	ガラスくず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
ふ	ファックス	産廃	廃プラ	
	ファンヒーター	産廃	金属くず	
			廃プラ	
	ブラウン管テレビ (業務用)	産廃	金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要
			廃プラ	
	プラスマテレビ (業務用)	産廃	金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要
			廃プラ	
	プラスチック製容器包装	産廃	廃プラ	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	プリンター(業務用)	産廃	廃プラ	
			金属くず	
へ	風呂釜(浴槽)	産廃	廃プラ	
			金属くず	
	ブロック	産廃	コンクリートくず	
ほ	ペットボトル	産廃	廃プラ	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理もご検討ください。
	便器	産廃	陶磁器くず	
ま	ホース	産廃	廃プラ	
	ポリエチレン管(エスロンパイプ)	産廃	廃プラ	
	ボルト	産廃	金属くず	
み	巻尺	産廃	廃プラ	
	マグネット	産廃	金属くず	
	マルチシート	産廃	廃プラ	
み	みかんキャリー	産廃	廃プラ	
	ミシン	産廃	廃プラ	
			金属くず	
む	無線機	産廃	廃プラ	
			金属くず	

区分	品目	分類	産廃品目	備考
め	メガホン(拡声器)	産廃	廃プラ	
ら	ライター	産廃	廃プラ	
			金属くず	
れ	ラジオ	産廃	廃プラ	
			金属くず	
れ	冷蔵庫(業務用)	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要
	冷凍庫(業務用)	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要
	レジスター	産廃	廃プラ 金属くず	
	レンガ	産廃	陶磁器くず	
ろ	ロープ(繊維製)	一廃	可燃	
	ロープ(プラスチック製)	産廃	廃プラ	
	ロープ(ワイヤー)	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理をご検討ください。
	ロッカー	産廃	金属くず	正しく分別を行い、リサイクル専門業者での処理をご検討ください。

一廃:事業系一般廃棄物 産廃:産業廃棄物

## ～半田市バイオマス産業都市構想に基づくバイオガス発電施設～ 生ごみ(厨芥類)のリサイクル(バイオガス)施設のご紹介

半田市バイオマス産業都市構想  
「トリジェネバイオガス発電プロジェクト」



不要となった生ごみ(厨芥類)などのバイオマス資源から再び地域の電力や農作物の育成など私たちの生活を支える用途に利用できます。併設の太陽光利用型植物工場のエネルギー源として活用するなど、「地域循環ループ」を形成するとともに、脱炭素への取り組みを行うことが可能です。

### 受入できるもの

#### 「人間が食べられるもの」

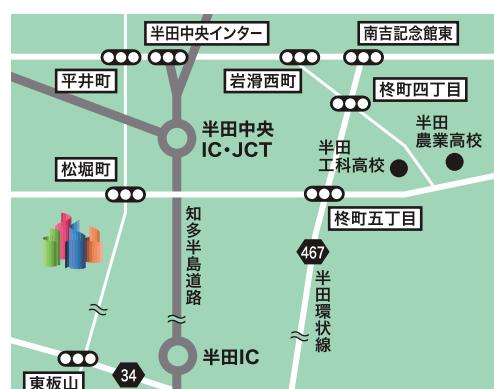
調理くず、野菜くず、食べ残し、菓子、パン、飲み物など  
ビニールやプラスチック容器に梱包されたものもそのまま受入可能。  
※魚のあらや骨・殻などの硬いものはご遠慮願います。

### 受入できないもの

#### 「人間が食べられないもの」

割りばし、爪楊枝、スプーン、フォーク、スプレー缶、たばこ、グリストラップ汚泥など

※混入している場合お持ち帰りいただく場合がございます。





# 知多南部広域環境センターに 自ら持ち込むときは

【施設名】知多南部広域環境センター

【電話番号】0569-84-1007

【場所】知多郡武豊町字一号地11番地37

【処理品目】可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

【搬入時間】月曜日から金曜日(祝日含む)8時30分～16時15分

土曜日(祝日含む)8時30分～13時

【搬入手数料】事業系ごみ 200円/10kg

※知多南部広域環境センターは、一般廃棄物処理施設のため、産業廃棄物の持込みはできません。

処理手数料

10キログラム  
までごとに  
200円



完成イメージ図



## 各種問い合わせ先

事業系一般廃棄物の出し方、  
分別に関すること。一般廃棄物  
処理業許可業者に関すること。

半田市環境課ごみ減量担当  
**TEL.0569-23-3567 FAX.0569-21-6405**  
メールアドレス : [gomigen@city.handa.lg.jp](mailto:gomigen@city.handa.lg.jp)

産業廃棄物処理業の許可に関  
すること。産業廃棄物排出者へ  
の指導に関すること。

知多県民事務所環境保全課  
**TEL.0569-21-8111 FAX.0569-31-1331**

産業廃棄物処理業者情報  
(県内の産業廃棄物処理業  
者検索)

・(一社)愛知県産業資源循環協会  
**TEL.052-332-0346 FAX.052-322-0136**  
・あいちの環境  
<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html>

発行:半田市環境課ごみ減量担当